

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年12月4日

支出負担行為担当官

福岡高等裁判所事務局長 永 淵 健 一

### 1 工事概要

- (1) 工事名 那覇地裁首里鳥堀宿舍外構改修工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 那覇市首里鳥堀町4-80-2
- (3) 工事内容 那覇地裁首里鳥堀宿舍外構改修工事（以下「本件工事」という。）は、次に掲げる改修工事を施工する。

ア 建物用途 公務員宿舍

イ 構造・階数及び建物規模

宿舍 鉄筋コンクリート造 地上5階

建築面積 146㎡ 延べ面積 731㎡

ウ 敷地面積 992㎡

エ 工事内容 建築一式工事

- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成25年3月29日まで
- (5) 本件工事は、入札時に簡易な施工計画の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事である。（入札説明書参照）
- (6) 本件工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承認を得て紙入札方式に代えるものとする。  
なお、紙による入札を希望する場合は、紙入札方式による参加申請書を競争参加資格の申請書、資料及び施工計画書の提出期限前までに提出し、第1回目の入札書締切発行日前までに福岡高等裁判所事務局長の承認を得ること。  
紙入札方式による参加申請書については、最高裁判所ホームページ 調達・公募情報 公示・公表 電子入札システム（工事） 運用基準（PDF）の別紙様式第1を参照してください。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 裁判所の平成23・24年度における建設工事の一般競争（指名競争）参加者資格のうち、建築一式工事の資格区分においてC又はD等級の認定を受けている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあった者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加者資格の再認定を受けている者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法の再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 沖縄県に建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成14年度以降に、次の基準を満たす新営又は改修工事を元請けとして施工し、完成・引渡しまでを完了した実績を有すること（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事における工事成績の評定点（以下「工事成績評定点」という。）が65点未満のものを除く。なお、共同企業体の

構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 )。

ア 建物用途： 庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。 )の面積（これに付随する共有部分を含む。 )が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指す。

共同住宅

イ 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨造以外の鉄骨造

ウ 建物規模：延べ面積200㎡以上（1棟あたり）

なお、複合用途建築物の延べ面積は、当該用途に係る部分はその建物の過半を占めている場合には建物全体の面積を指すものとし、過半を占めていない場合には当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積を指すものとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。 )。

エ 工事種目：建築一式工事

(6) 簡易な施工計画（施工上配慮すべき事項）が適切であること（詳細は入札説明書参照）。

(7) 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ア 一級又は二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは、一級又は二級建築士又は国土交通大臣若しくは建設大臣から一級又は二級建築施工管理技士と同等の能力を有すると認定された者をいう。

イ 平成14年度以降に(5)の基準を満たす工事の経験を有する者であること。

ウ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。 )の提出期限の日において、申請者と3箇月以上の雇用関係にあること。

エ 監理技術者資格者証を有する者であること。

オ 監理技術者として配置する場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

(ア) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

(イ) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

(8) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。 )の提出期限の日から開札の時点までの期間に、福岡高等裁判所管内において、最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

(9) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。 )。（入札説明書参照）

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」並びに「企業の技術力」及び「企業の信頼性社会性」をもって入札に参加し、以下のア、イの要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。 )の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の認める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、

評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令 86 条の調査を行うものとする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

## (2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を 100 点とし、「加算点」の最高点を 20 点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、以下(ア)(イ)の評価項目毎の評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」の最も高い者に 20 点の「加算点」を与え、その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

(ア) 企業の技術力

(イ) 企業の信頼性社会性

ウ 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に 100 点を与える。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) (2)イ(ア)(イ)の評価項目の詳細は入札説明書による。

## 4 入札手続等

### (1) 担当部局

〒 810 - 8608 福岡市中央区城内 1 番 1 号  
福岡高等裁判所事務局会計課営繕係  
電話 092 - 781 - 3141 (内線 2212)

### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

#### ア 交付期間

平成 24 年 12 月 4 日(火)から平成 25 年 1 月 15 日(火)まで(裁判所の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 93 号)第 1 条に規定する裁判所の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

#### イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 郵送による交付を希望する者は、返信用の封筒(CD-R 1 枚が入る規格で表に住所及び氏名を記載し、所定の切手を貼付したもの)を平成 24 年 12 月 10 日(月)(必着)までに(1)に送付すること。

### (3) 申請書、資料及び施工計画書の提出期間、場所及び方法

#### ア 提出期間

平成 24 年 12 月 4 日(火)から平成 24 年 12 月 14 日(金)まで(休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

#### イ 提出場所 (1)に同じ

#### ウ 提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、アの提出期間内に持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)すること。

### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

- ア 電子入札システムによる入札の締切は、平成25年1月16日(水)午前10時00分とする。
- イ 持参による入札の受領期限は、平成25年1月16日(水)午前10時00分までとし、福岡高等裁判所4階事務局会計課営繕係にて入札すること。
- ウ 開札は、平成25年1月17日(木)午前10時00分に福岡高等裁判所4階事務局会計課にて行う。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語等 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時、単位は計量法(平成4年法律第51号)による。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 免除
  - イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行福岡支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行福岡支店)又は銀行、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、長期入院、死亡、退職等極めて特別で、やむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差替えは認められない。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書、資料及び施工計画書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。